

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

最低生計費調査から見た現行最賃の問題点

中澤秀一

はじめに

牛丼並盛に卵をつけて価格は400円ちょっと。カロリーは750キロカロリーほど。三食食べたとなると、成人が1日に必要なカロリーに達する。三食毎食牛丼でもカロリーの的には満たされるわけだ。以前、「ネットカフェ難民」に関するドキュメンタリー番組で、日雇い派遣を続けながら、ネットカフェで寝泊まりしていた30代の男性の食生活が紹介されていた。彼はほぼ毎日チェーン店の牛丼を食べていた。毎日同じ牛丼で飽きないのか尋ねたところ、チェーン店を変えたり、牛丼から豚丼に変えたりして飽きない工夫をしているのだという。筆者自身も牛丼チェーン店を利用するし、牛丼が問題のある食べ物だと否定しているわけでない。ただ、毎食牛丼でも良いのだろうか。カロリーの的には満たされたとしても栄養的には偏りがあるし、何よりも飽きてしまうだろう。毎食、自分が何を食べるか選択できることは、人間らしい生活にとって大事な要素であろう。

また、別の場面では、派遣先の現場で自分の名前と呼ばれず、単純な作業を黙々とこなすだけで、一日中だれとも話さない日もあると答えていた。彼の生活のなかに人間関係が見えてこなかった。彼はブログにその日の出来事を記していたが、それはリアルには存在しない人間関

係の代わりのようなものに思えた。

憲法25条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」で謳われるところの「最低限度」の生活は、どのようにして保障すべきなのか。憲法学者である木村草太氏は、生存権保障の在り方について3つの段階に分けて説明している。

第一段階は、生命維持の要請を満たすことである。ここでは、「雨露をしのげる居住空間が確保されているか」「必要な栄養が摂取されているか」「身を守るあたたかい衣服が揃っているか」など、衣食住をはじめとする基礎的ニーズが満たされているか否かが重要である。

第二段階は、基礎的ニーズを満たす財・サービスが、人間らしく生きるための質を確保していることである。通風・日照・湿気排除・空調の機能が劣っていると、たとえ居住空間が確保されていたとしても、居住者の健康は害されるだろうし、精神的な影響も現れてくるだろう。健康なからだをつくるには、穀類の「主食」、肉や魚・卵・豆などのおかず「主菜」、野菜・きのこ・海藻などの「副菜」、それに乳製品や果物などを組み合わせたバランスのとれた食事が大切である。ただ、このような「質」にこだわることは、そのぶん「コスト」がかかる。

第三段階は、相互に支え合う人間関係により、人間の尊厳が実現していることである。人間は

社会のなかで孤立しては生きられない。他者と交流し、相手の反応を見ることで喜びを見出していく。自らの行動を意味のあるものたらしめる「何か（だれか）のために役立っている」という感覚は、人と人とのつながりのなかから生まれるものである。ただ、「人間関係」にも「コスト」がかかるし、現状では相互に支え合う仕組みは労働の現場や地域コミュニティにおいて衰退しつつある。

このように生存権保障には「コスト」がかかる。それでも国家はその「コスト」を負うべきであると木村は説く。憲法は、財・サービス、労働、情報などを市場で自由に交換できる自由主義経済を選択したが、この経済体制には貧困や病気などのために他者と交換する財や労働力を持たない者は、十分な生活財を確保できないという重大な欠点がある。憲法は、自由主義経済を存続させるためにこの欠点を放置することはできなかった。このため憲法は、自由主義経済を選択するいっぽうで、すべての国民は個人として尊重されることを13条に掲げて、このことを「生活」の側面から担保すべく25条1項を定めている。それゆえに木村は、個人が尊重されていると感じて生きていくために「質」や「人間関係」が必須なのであれば、たとえ「コスト」がかかったとしてもそれらを保障するのが国家の責務であるとしているのである。

さて、最低賃金制度についても、上記のことは当てはまるであろう。労働者の生存権保障を担う最低賃金であるが、労働者が尊重されていると感じながら生きていくためには、最低賃金によって、①生命維持に必要な衣食住が足りていることはもちろん、②安全・健康に暮らせるための「質」が確保されていなければならないし、③相互に支え合う「人間関係」により、人

表1 2015～16年に実施された最低生計費調査のサンプル数および回収率

調査地域	サンプル数	回収率	実施年
新潟県調査	715	24 %	2015 年
静岡県調査	1670	42 %	2015 年
愛知県調査	999	25 %	2015 年
北海道調査	1217	30 %	2016 年
東北地方調査	1840	31 %	2016 年
埼玉県調査	597	20 %	2016 年

注：このほか、2015年広島県調査については、食料費の算出についてのアドバイスを行っている。

間の尊厳が実現していなければならない。これが「あるべき」姿であろう。

本稿は、「あるべき生活」「きちんとした生活」の実現のために実施された最低生計費調査の結果をもとに、現行の最低賃金制度がどのような問題点を抱えているのかを明らかにすることを目的としている。

1 最低生計費調査の取り組み

1) 2015～16年に実施された最低生計費調査

筆者は、2010年に実施された「静岡県最低生計費試算調査」で初めてマーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）による最低生計費の試算に関わるようになった。その後も全国各地での最低生計費の試算に関わり、2014年からは、科学研究費助成事業（「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」）の助成を受け、かつ各地方組織の協力を得て、2015～2016年にかけて全国各地で最低生計費試算の取り組んでいる（表1）。本稿は、これらの調査結果にもとづくものである。

最低生計費試算調査は、金澤誠一氏によって京都調査（2006年実施）、「首都圏最低生計費試算調査」（2008年実施）、「東北地方最低生計費試算調査」（2009年実施）等が行われており、これらは試算方法としてマーケット・バスケット方式が採用されている。

2) マーケット・バスケット方式とは

最低生活費の算定方式の一つで、生活に必要な物資の品目を個別的に積み上げて生計費を算出する方法である。イギリスの貧困研究者 B. S. ラウントリーによって考案された方法に起源をもっている。栄養要求量をもとに飲食物費を決定し、その他の被服費、雑費等を必要費目として、その金額を合計し算定する。

マーケット・バスケット方式の最大の長所は、最低生活の内容が具体的で分かりやすいという点にある。最低生活を実現するための財やサービスの構成要素が見えるので、内容がイメージしやすい。その一方で、品目の選定が恣意的になりやすいという欠点のほかに、金澤は、「食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するが、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しない」という欠点を指摘している。この欠点を克服するために、実施されたのが「生活実態調査」「持ち物財調査」「価格調査」の3つからなる調査である。調査項目等は、調査によって若干異なるが、筆者が今回関わった調査では概ね以下のとおりである。

「生活実態調査」 計48の質問項目から成り、朝食、昼食、夕食の摂り方、外食や飲み会の費用、余暇生活、日帰り行楽や1泊以上の旅行の回数や費用、結婚式・葬式や忘新年会・歓送迎会などの交際費、自動車・バイクの必要性、家電や被服などの主な買い物場所などを尋ねている調査である。たとえば、昼食は、弁当を持参なのか、コンビニでパン等を買うのか、給食を利用するのか、出前を頼むのかで、費用やカロリーが異なるし、自家用車を所有するかしなかでかなり生計費に違いが生じることになる。また、結婚式・葬式や忘新年会・歓送迎会への

参加は、人間関係を築く上で欠くことのできない行事である。こういったことの回数やそれにかかる費用を精査するために、この調査が必要になるのである。

「持ち物財調査」 家電・家具・寝具・日用雑貨・被服・履物など計330以上（北海道や東北地方などの寒冷地では「スノーダンプ」「雪かき用ショベル」など防寒・雪対策のための用品が加わる）の品目について、所有の有無および数量を尋ねている調査である。

「価格調査」 それぞれの対象市において、先の二つの調査で明らかとなった対象者（世帯）の買い物先に行き、所有が認められた商品やサービスの価格（最低価格・最多数価格、最高価格）を調べるものである。

試算のベースとなるのは、これらの3つの調査であるが、これらでは不明な費目（水道・光熱費や通信費、教育費など）については、総務省「全国消費実態調査」や文部科学省「子供の学習費調査」などの各種の統計調査結果を利用している。

3) 実態から乖離させないために

一般的に、マーケット・バスケット方式によって試算される最低生計費は、理論生計費として理解されている。しかし、先に挙げた3つの調査は、国民・労働者の生活実態から最低生計費を乖離させないがために、その基礎資料として組み込まれているのである。その意味では、実態生計費の意味合いも含まれていると言える。

では、調査のデータはどのように利用されているのだろうか。まず、「原則7割以上の世帯が保有する品目＝必需品」として最低生計費に組み込まれている。保有率が7割以上の品目は

所得弾力性や支出弾力性が小さく、必需品とみなせるので、保有させている。反対に、保有率が7割に達していないものは、原則保有させてはいない。「こたつ」や「目覚まし時計」などライフスタイルの変化によって保有率が低下している品目があるが、これらは地域や世帯類型にもよるが、以前よりも保有を想定しないケースが増えている。

それから、各品目の消費数量や、旅行や飲み会などの消費行動の回数は、「下から3割の人が保有する（行動する）数（回数）」で最低生計費に組み込まれている。たとえば、背広を何着持たせるかは、全体の分布からみて少ない方から数えて3割の人が保有する数を算定基準として決定するのである。飲み会についても、「ほとんど行かない」人もいれば、「月に2～3回」の人もいれば、「ほとんど毎日」行く人もいて、さまざまな生活パターンが存在する。このなかから回数や費用を決めるわけだが、やはりその際にも「下から3割」のルールを適用して決定している。

また、最低生計費を算定に際しては、「合意形成会議」も地域住民の生活実態から乖離させないために重要な役割を担っている。先に、品目の選定が恣意的になりやすいというマーケット・バスケット方式の欠点を挙げたが、この欠点を克服するためにも、“土地勘”や“肌感覚”のある人びとの視点を取り入れている。「合意形成会議」には毎回数名から多い時には20名程度が参加しており、参加者は労組の責任者に加えて、検討する世帯類型に該当する一般の労組員（たとえば、若年単身世帯を検討するのであれば、20代30代で一人暮らしをしている者）である。この会議では、3つの調査結果を最低生計費に組み込む際に、判断が分かれる事

項の判断基準について、参加者から参考となる意見を出してもらっている。筆者は、分析担当者として客観的なデータは提供できるが、どういうライフスタイルにするかを決めるためには、“土地勘”や“肌感覚”が必要となる場面が少なからずあり、そこで生活している人（できるだけ幅広い年齢層や職種）の意見が入ることで、より実態に近づけることができ、客観性が担保され则认为ている。また、組合員が試算に関わることによって試算結果に説得力がもたらされ、その結果としてその後の運動における確信にもつながるという副産物もある。

さいごに、予備費について。次章の最低生計費調査結果の一覧をみれば分かるが、最低生計費＝消費支出＋予備費＋非消費支出という内訳となっており、予備費とは消費支出の1割として、計上されている。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。このように個々人の多様性に対応することも、実態から乖離していない、リアルな最低生計費を算定するために必要だろう。

2 最低生計費調査の結果

本章では、2015～16年に実施された最低生計費調査の結果を、若年単身世帯について紹介したい。なお、各調査とも、若年単身世帯とは、大学を卒業後、勤務して3年の25歳男性および女性をモデルとして最低生計費の試算を行っている。ただ、試算のために利用したのは、回答者の年齢が「20歳未満」「20歳代」「30歳代」で、かつ世帯構成が「独居」のデータである。各調査の若年単身世帯のサンプル数は、以下の

とおり。新潟県調査=74、愛知県調査=217、静岡県調査=195、北海道調査=201、東北地方調査（6県分）=270、埼玉県調査=41。

表2は、2016年に調査が実施された埼玉県調査の若年単身世帯の結果を、2008年調査結果と比較したものである。税・社会保険料抜きの最低生計費では、2016年調査=19万724円、2008年調査=19万1406円と、微減しているがほぼ同水準であるといえるだろう。試算方法に若干の違いがあるために、単純に比較することはできないが、ほぼ同じ手法で試算しているので、おおまかな比較は可能である。この8年間で健康で文化的な暮らしをするために必要な費

表2 埼玉県若年単身世帯の結果の比較（2016年調査と08年調査）

	25歳男性（さいたま市）	
消費支出	173,424	174,406
食費	38,610	39,564
住居費	52,500	54,167
光熱・水道	6,867	6,552
家具・家事用品	4,327	3,881
被服・履物	7,260	7,548
保健医療	3,366	2,465
交通・通信	19,635	18,214
教育	0	0
教養娯楽	20,225	18,273
その他	20,634	23,742
非消費支出	51,058	42,395
予備費	17,300	17,000
最低生計費	190,724	191,406
税込み月額	241,782	233,801
税込み年額	2,901,384	2,805,612
必要最低賃金額 (173.8時間換算)	1,391円	1,345円
必要最低賃金額 (150時間換算)	1,612円	1,559円
最低賃金額	845円	722円
	(2016年)	(2008年)

注1：住居は賃貸アパート 1K（1DK）25m²。

注2：消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10%（2008年は1000円未満を、2016年は100円未満を切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費。

注3：その他には、理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費（1か月6000円）を含む。

注4：交通費は、「通勤手当」が支給されないものとして試算している。したがって「通勤手当」が支給されると想定すれば、最低生計費はその分だけ減ることになる。

注5：非消費支出には、「所得税」、「住民税」、「社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）」を含む。

用に変化はない。この8年間で大きな変化を挙げるとすれば、非消費支出である。その内訳は、所得税が4255円から5249円に994円、住民税（市民税および県民税）が、8925円から9858円に933円、社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）が、2万9215円から3万5951円に6736円、それぞれ増加している（非消費支出合計で8663円増）。両調査では収入の設定が異なるので、単純比較には注意を要するが、それでも社会保険料の上昇が非消費支出の増加に大きく影響したことは確かである。この間に、厚生年金の保険料率は、15.35%から17.828%へと、協会けんぽ（旧政管健保）の保険料率は、8.2%から9.95%へと持続的に引上げられている（労働者の負担は2分の1）。税金や社会保険料は、固定的支出であり、どうしても削れない費目である。埼玉県の大卒初任給（男性、全産業平均）は、2008年＝19万8900円に対して、2016年＝20万5800円であった（「賃金構造基本統計調査」）。この間の上昇額は6900円であり、ほぼ非消費支出の増大分に吸収されてしまっていることが予想される。この埼玉県のように、最低生計費調査が2回目となる地域は、前回調査との比較から生活実態の変化を知ることができる。

埼玉県調査以外の調査結果は、表3～4にまとめた。自家用車を所有させるか否かで、最低生計費に差が生じる。「交通・通信」が公共交通機関を使える地域は、さいたま市を含めて2万円未満であるのに対して、自家用車を使わなければならない地域は、3万～4万円台となっている。住居費の違いもさることながら、交通費の違いが最低生計費に大きな影響を及ぼしている。

表3 北海道・東北地方若年単身世帯の結果（2016年）

	25歳男性 (札幌市)	25歳女性 (札幌市)	25歳男性 (釧路市)	25歳男性 (青森市)	25歳男性 (秋田市)	25歳男性 (盛岡市)	25歳男性 (山形市)	25歳男性 (仙台市)	25歳男性 (福島市)
消費支出	163,805	159,471	182,381	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952
食費	39,991	32,310	37,921	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703
住居費	32,000	32,000	35,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
光熱・水道	10,206	9,933	10,206	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	4,071	4,398	5,001	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509
被服・履物	5,828	4,431	8,593	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225
保健医療	4,558	3,274	2,980	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	16,660	17,438	36,460	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	30,068	30,068	27,684	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726
その他	20,423	25,619	18,536	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450
非消費支出	44,878	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320
予備費	16,300	15,900	18,200	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700
最低生計費	180,105	175,371	200,581	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652
税込み月額	224,983	220,249	245,459	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972
税込み年額	2,699,796	2,642,988	2,945,508	2,592,996	2,603,328	2,743,596	2,643,408	2,653,092	2,663,664
必要最低賃金額 (173.8時間換算)	1,295円	1,267円	1,412円	1,243円	1,248円	1,316円	1,267円	1,272円	1,277円
必要最低賃金額 (150時間換算)	1,500円	1,468円	1,636円	1,441円	1,446円	1,524円	1,469円	1,474円	1,480円
最低賃金額 (2016年)	786円	786円	786円	716円	716円	716円	717円	748円	726円

注：表2に同じ。

表4 中部地方若年単身世帯の結果（2016年）

	25歳男性 (新潟市)	25歳男性 (静岡市)	25歳女性 (静岡市)	25歳男性 (名古屋市)	25歳女性 (名古屋市)	25歳男性 (豊橋市)
消費支出	177,018	181,897	180,960	163,083	163,213	172,231
食費	39,597	40,253	34,240	38,457	31,711	38,457
住居費	38,000	38,000	38,000	45,000	45,000	32,000
光熱・水道	11,064	7,559	6,594	7,510	6,551	7,510
家具・家事用品	3,765	3,883	4,124	3,480	3,600	3,799
被服・履物	6,951	7,521	4,296	8,426	8,406	8,272
保健医療	4,188	3,255	4,516	2,186	5,016	2,186
交通・通信	40,335	43,356	43,167	19,062	18,872	40,639
教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	14,970	18,408	22,034	17,745	17,764	17,521
その他	18,148	19,662	23,989	21,217	26,293	21,847
非消費支出	47,287	46,662	46,662	47,562	47,562	47,829
予備費	17,700	18,100	18,000	16,300	16,300	17,200
最低生計費	194,718	199,997	198,960	179,383	179,513	188,431
税込み月額	242,005	246,659	245,622	226,945	227,075	237,260
税込み年額	2,904,060	2,959,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900	2,847,120
必要最低賃金額(173.8時間換算)	1,392円	1,419円	198,960	1,306円	1,307円	1,365円
必要最低賃金額(150時間換算)	1,613円	1,644円	1,637円	1,513円	1,514円	1,582円
最低賃金額(2016年)	753円	807円	807円	845円	845円	845円

注：表2に同じ。

3 最低賃金制度の問題点

本章では、これまでの調査結果をもとに、現

行の最賃制度が抱える問題点について指摘したい。なお、冒頭で結論を述べておくと、①最低賃金では「質」や「人間関係」が保障された

「あるべき生活」「きちんとした生活」は送ることができないということと、②最低生計費は全国各地でそれほど大きな差がないということの2点が重大な問題である。

1) 低すぎる最賃の水準

最低生計費調査から見える現行の最低賃金制度の第一の問題点は、最低賃金では“きちんとした生活”は送ることができないという点である。前章で紹介した最低生計費調査の若年単身世帯の結果をみると、25歳の若者がきちんとした生活を送るためには、税・社会保険料抜きで月額約18～20万円の費用がかかるということが明らかになった。現行の最低賃金額ではとうてい届かない水準である。各表の下から2段目および3段目は、非消費支出を加えた金額を時給換算した数字である。現行基準では最も長い中央最賃審議会が用いている月173.8時間労働で換算すると、1250～1400円程度、一般労働者の所定内労働時間の平均に近い月150時間労働で換算すると、1400円台半から1600円台にまで到達する。各表の最下段が各道県の最低賃金額であるが、まったくその水準に達していない。

つまり、現行最賃のもとでは、生活の「質」や「人間関係」は保障されておらず、労働者が個人として尊重されていない状況にある。たとえば、埼玉県調査の算定では、「背広」は1着＝3万1320円（消費税込み）のものを2着所有しているが、「背広」は人前で着ても恥ずかしくないように、最低価格ではなく、その店舗で標準的な価格の商品を算定に組み込んでいる。仮に、最低賃金で働く労働者が「背広」を購入しようとしたときに、標準的な価格の商品ではなく、最低価格の商品を選ぶということがあり

うる。また、年間4回の忘新年会等への参加を想定しているが、これも最低賃金で働く労働者は参加する回数を減らさざるをえないかもしれない。

いま、若者を中心に掲げられている「最低賃金を1500円に！」という要求は、最低生計費調査結果とまさに合致しており、彼ら彼女らの実感から生活の「質」や「人間関係」を確保するために、きわめて妥当な要求額であるといえよう。

2) 全国各地で差はそれほどない最低生計費

最低賃金制度の問題点の第二は、最低生計費は全国各地でそれほど大きな差がない、少なくとも現行の最賃に見られるような地域間格差がないという点である。

一般的には、大都市は、家賃をはじめとしてあらゆる物価が高いのに対して、地方では物価が安いのでそのぶん生活費がかからなくて済む、という常識が存在する。しかし、この常識と現実とは違う。表5は、さいたま市と青森市との最低生計費を比較したものである。ちなみに、2016年度の最低賃金において、埼玉県は上から4番目の845円で、青森県は下から3番目で716円である。上位県の埼玉と下位県の青森との差は129円である。この2県の最低生計費の内訳を見ると、さいたま市は住居費が5万2500円で、青森市よりも2万6500円高く、倍以上もの開きがある。その一方で、青森市では自家用車を所有していることから交通費が1万8707円、寒冷地ということで光熱・水道費が1209円、それぞれ高くなっている。公共交通機関が発達した都市圏では車がなくても生活できるので交通費が低く抑えられるが、地方では車がないと通勤、買い物、通院、余暇などの生

活全般が成り立たず、自家用車が必需品となり、交通費が高くなる（自家用車を所有させることで、生計費が約2万5000円上昇する）。流通が発達して、全国どこでも同じ商品が同じような価格で販売されている現代では、ふだんの買い物にかかる費用に大きな差はない。違いとなって現れてくるのは、家賃と車にかかる費用である。そして、この両者が互いに相殺するために、最低生計費の差が拡がらない構造になっている。

さらに表6は、今回の一連の最低生計費調査結果（25歳単身男性の税・社会保険料抜きの最低生計費）を指数化したものである。最も高かった北海道釧路市＝100としたときに、一番下は青森市の89.1である。最低生計費は、最高額のほぼ9割に全体が収まっている。常識からすれば、最も高くなるはずのさいたま市であるが95.1であり、このあいだに収まっている。これに対して、最低賃金は最高額の東京（932円）＝100としたときに、青森市、秋田市、盛岡市が76.8となる（実際には、宮崎県、沖縄県の714円が最低額であり、76.6となる）。「労働者の生計費を考慮して」定められているはずの最低賃金にもかかわらず、実態の生計費よりもずっと大きな格差がつけられているのである。

しかも、この格差は、さらに広がっているのである。表7は、2016年度の最賃ランキングと前年度から引き上げ額を示したものである。最低賃金が高い都府県ほど、引き上げの幅が大きく、逆に最低賃金が高い県ほど、引き上げ幅も小さくなっている。これは、年々、最賃の格差が拡がり続けることを意味している。安倍政権が掲げる「(加重平均で) 最賃1000円」という目標は、いつかは達成されるだろう。しかし、それは平均額における達成であって、そのときでも大部分の道県が1000円未満の状態のまま

表5 最低生計費比較（埼玉：青森）

	25歳男性 (さいたま市)	25歳男性 (青森市)
消費支出	173,424	162,589
食費	38,610	39,977
住居費	52,500	26,000
光熱・水道	6,867	8,076
家具・家事用品	4,327	3,664
被服・履物	7,260	6,514
保健医療	3,366	2,596
交通・通信	19,635	38,342
教育	0	0
教養娯楽	20,225	17,950
その他	20,634	19,470
非消費支出	51,058	37,294
予備費	17,300	16,200
最低生計費	190,724	178,789
税込み月額	241,782	216,083
税込み年額	2,901,384	2,592,996
最低賃金額 (2016年)	845円	716円

注：住居は賃貸アパート 1K (1DK) 25m²。

図表6 最低生計費比較表

	1か月分の生計費 (税等抜き)	釧路＝100 としたときの 最低生計費	2016 年度の 最低賃 金額	東京都(932 円)＝100と したときの 最低賃金
札幌市	180,105	90	786	84
釧路市	200,581	100	786	84
青森市	178,789	89	716	77
秋田市	179,516	90	716	77
盛岡市	191,297	95	716	77
山形市	182,917	91	717	77
仙台市	183,716	92	748	80
福島市	184,652	92	726	78
さいたま市	190,724	95	845	91
新潟市	194,718	97	753	81
静岡市	199,997	100	807	87
名古屋市	179,383	89	845	91
豊橋市	188,431	94	845	91

注：北海道、東北各県、埼玉調査は2016年、新潟、静岡、愛知調査は2015年。指数は小数点以下四捨五入。

なのだ。安倍政権は、「地域創生」も掲げているが、最低賃金制度がこのような問題点を抱えている限り、地方から都市への人口流出はますます加速し、都市から地方へ人口を還流させることなど、とうてい難しいだろう。

おわりにー最低生計費調査の結果をどう活用するか

最低生計費調査の結果は、さまざまな場面での活用が期待できるが、主に次の5点になるだろう。①最低賃金額の引き上げおよび全国一律最低賃金制の根拠となる。②春闘の賃金討議の素材となる（各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）。③公契約運動推進においての賃金設定の基礎となる考え方を示す。④人事院勧告の標準生計費に対する批判の根拠とするとともに、公務員賃金のあり方を示す。⑤賃金と社会保障の関係を考える手がかりになる。

本稿では、①最低賃金額の引き上げおよび全国一律最低賃金制の根拠となることを論じてきたわけだが、これだけに終わらず、もっと広く活用して欲しい。今回試算を行った地域では、この成果を「宝の持ち腐れ」にすることなく、できるだけ活用することを希望し、まだ調査を行っていない地域では是非調査を実施されること

表7 2016年度最低賃金額と対前年度引き上げ額ランキング

	最低賃金額	前回からの引き上げ額		最低賃金額	前回からの引き上げ額		最低賃金額	前回からの引き上げ額
東京	932	25	茨城	771	24	島根	718	22
神奈川	930	25	富山	770	24	山形	717	21
大阪	883	25	長野	770	24	愛媛	717	21
埼玉	845	25	福岡	765	22	青森	716	21
愛知	845	25	奈良	762	22	岩手	716	21
千葉	842	25	群馬	759	22	秋田	716	21
京都	831	24	山梨	759	22	徳島	716	21
兵庫	819	25	石川	757	22	鳥取	715	22
静岡	807	24	岡山	757	22	高知	715	22
三重	795	24	福井	754	22	佐賀	715	21
広島	793	24	新潟	753	22	長崎	715	21
滋賀	788	24	和歌山	753	22	熊本	715	21
北海道	786	22	山口	753	22	大分	715	21
岐阜	776	22	宮城	748	22	鹿児島	715	21
栃木	775	24	香川	742	23	宮崎	714	21
			福島	726	21	沖縄	714	21

とを切に願う。

（なかざわ しゅういち・常任理事・静岡県立短大准教授）

参考文献

木村草太（2013）『憲法の創造力』NHK出版新書

（注）

（1）木村草太（2013）。

（2）とはいえ、7割未満の保有率でも所有させた品目もある。たとえば、代表的な調理器具として「ガステーブル」と「IHテーブル」があるが、世帯類型によっては両者の保有率が拮抗しており、どちらも7割に達していないケースがある。この場合は、合意形成会議に諮って、どちらを所有させるべきかを議論したうえで決定している。

（3）埼玉県のほか、愛知県や静岡県でも前回調査との比較が可能である。

（4）愛知県調査豊橋市および北海道調査釧路市の結果については、算定に用いたサンプル数が少ないために、それぞれ名古屋市および札幌市のデータを利用しているために参考値とする。

（5）もしかしたら、現行の最低賃金は、生存権保障の第一段階である生命維持の要請すら満たしていないのかもしれない。埼玉県の最賃＝845円で、仮に150時間労働だと仮定すると月収＝12万6750円である。ここから今回試算された食費、住居費、光熱・水道費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費を差し引くと、1488円の赤字となる。